

## 【補助対象と認められる工事の具体例】

工事区分	工 事
屋根	屋根の葺替、棟瓦の積直、破風・雨樋改修
防水	ウレタン防水、FRP 防水、シート防水、シーリング打替改修
外壁	外壁の張替改修
建具	屋内外建具改修・交換、ガラスの交換、襖表・障子・網戸の張替、二重サッシ・アコーディオンカーテン・シャッター・戸袋の設置
内装	床材・壁材・天井材の張替及び下地改修、防音・断熱改修、間仕切壁の設置、段差解消、手すりの設置、その他木工事等
塗装	屋根・外壁・内装の塗装改修
タイル	タイルの張替、下地補修
畳	畳の入替・表替・裏返し
増築	母屋の増築 ※確認申請を必要とする増改築の場合に限り確認申請書副本の写しの添付が必要
構造	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の改修・補強
水回	システムキッチン・ユニットバス・洗面台・便器（一体型の場合手洗含む）・洗濯器パンの更新・新設及びこれらに関連して行う配管・配線等 ※上記の部分改修は認められません。全体のシステムとして交換等を行ってください
電気	住宅用火災警報器（未設置の住宅は必ず設置してください）の設置
その他	上記全ての工事に関連して行う仮設工事、取外再設置工事及び解体工事等
	諸経費、値引き、消費税等は支払総額のうち、補助対象工事費の率分のみ認められます

## 【補助対象と認められない工事の具体例】

工事区分	工 事
屋根	日除け・テラス・テント等に関する工事等
外壁	物干類・広告塔や広告看板等に関する工事等
建具	鍵・戸車・取手・クローザーの交換のみ
内装	カーテン及びカーテンレール、ブラインド、ロールスクリーン、物干類、こたつ、カーペット、造付以外の家具（下駄箱・ソファ・本棚など）等
	シロアリ対策の防腐防蟻処理、床下調湿材・換気扇設置の関連工事等
設備	ガスコンロのみ・浴槽のみ・水栓のみ・温水洗浄便座のみ・太陽熱温水器・給湯器等の機器本体交換及びそれに関連する配管工事等
	コンセントのみ・ブレーカーのみ・換気扇のみ・冷暖房機器等・照明器具・アンテナ・テレビ・インターフォン・太陽光発電等の機器本体交換及びそれに関連する配線等 ※補助対象工事となる水回・電気工事以外の設備工事を主目的とした建築工事を含む
外構・外回	母屋以外の住宅、物置、車庫等
	犬走、塀、駐車場土間・舗装、屋外手摺・照明、玄関ポーチ（屋外部分）、植栽等
	屋外配管・配線、浄化槽、ウッドデッキ、ベランダスノコ、濡れ縁等
その他	引越費用、家具移動、家庭内ゴミの処分、家庭内のクリーニング、設計費、各種調査費及び調整費、収入印紙代、振込手数料、各種申請費用、リフォーム工事を主目的としないもの等

※上記例で判断できない場合は、登録業者または住宅リフォーム支援事業専用電話まで事前にご確認ください。  
なお、電話や資料提示のない窓口でのお問合せの場合、補助金交付の有無に関しては一切お答えできません。